平成３０年（フ）第３９号
沖縄県那覇市字真地224番地１　コーポ桂103
債務者　勢頭健一郎
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第２０号
長野県松本市中央２丁目８番13号
債務者　花見　加奈
１　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第２４号
長野県松本市南原１丁目26番３号
債務者　山村　健治
１　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第１７号
兵庫県豊岡市森201番地の16
債務者　津田　香織
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成３０年（フ）第８号
高知県高岡郡越知町越知甲1648番地５
債務者　高橋エルサこと　ＴＡＫＡＨＡＳＨＩ　ＥＬＳＡ　ＲＡＭＩＲＥＺ
１　決定年月日時　平成30年３月22日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２９年（フ）第１３１号
福岡県飯塚市赤坂701番地　ササグリアパート101号
債務者　笹栗　周二
１　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第１４号
福岡県鞍手郡小竹町大字御徳167番地212
債務者　松本　　望
１　決定年月日時　平成30年３月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（フ）第３８号
佐賀市新栄西１丁目１番27号
債務者　古川　　武
１　決定年月日時　平成30年３月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４３号
佐賀県鳥栖市蔵上町663番地５　ハイツ若楠105
債務者　力丸保寿美
１　決定年月日時　平成30年３月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４４号
佐賀県鳥栖市蔵上町663番地５　ハイツ若楠105
債務者　力丸　龍治
１　決定年月日時　平成30年３月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２７号
宮崎県日向市大字財光寺1108番地　アテネイハイツⅠ105号
債務者　長西　加代
１　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第１６号
岩手県花巻市上小舟渡48番地８　コートフィオーレＡ301号、旧住所岩手県花巻市西宮野目第６地割355番地　県営宮野目アパート１号棟116号
債務者　菅村　宗徳
１　決定年月日時　平成30年３月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成３０年（フ）第１３号
広島県豊田郡大崎上島町東野656、住民票上の住所広島県三原市糸崎４丁目12番58号
債務者　中山　文香
１　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第２９号
兵庫県明石市大久保町大窪1572番地の１　レオパレスハピネス106号、前住所兵庫県加古川市別府町元町132番地
債務者　釣田　文子
１　決定年月日時　平成30年３月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
山口県岩国市麻里布町６丁目９番18―206号　ディアコート麻里布
債務者　山崎　勝代
１　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成３０年（フ）第５２号
佐賀県小城市小城町畑田2006番地７
債務者　井上　芳子
１　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７３９号
神戸市北区ひよどり北町２―１、住民票上の住所堺市堺区松屋大和川通２丁22番地15
債務者　森川　伸一
１　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部